

鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務企画提案書評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務企画提案書に係る審査等を行うため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務企画提案書評価委員会）（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(審査する事項)

第2条 評価委員会は、鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務の受注者の選定等に関する事項について審査を行う。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員3人で構成する。

(委員)

第4条 委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和5年8月31日までとする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を選出する。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会議を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長又は委員会の庶務を行う所属の長が招集し、委員長が議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課において行う。

附 則

この要綱は令和5年4月17日から施行する。